

## 産業（５）

年齢制限の撤廃など、未経験者にも就職の窓口を設けてほしい。また、学業・職にも就かない若者に温かい支援をお願いしたい。（一宮市、４０代男性）

〔回答〕

年齢制限の撤廃につきましては、現在、国会で、企業に従業員募集・採用時の年齢制限を禁止する雇用対策法改正案が審議されています。

ニート問題につきましては、県としても、いくつかの施策を実施しております。

具体的には、小中学生に対してはニートにならないためのキャリア教育を、若者に対してはキャリアカウンセラーによる個人相談等を行っています。

ニートは、全国で約６２万人と推計され、この状況を放置しておくとも将来の労働力不足に拍車をかけることになりかねないという側面もあるため、若者本人の自立と日本の産業発展の両方の意味から、今後も若者の自立支援を行ってまいります。【産業労働部労政担当局就業促進課】

県として、民間企業のサービス残業に対して、なにか指導監督はされているのか。

（一宮市、４０代男性）

〔回答〕

賃金の不払い残業は、労働基準法第３７条に違反するもので、あってはならないことであります。

労働基準法は、国（労働基準監督署）が所管をしており、企業に対して指導等を行っています。

県としては、「サービス残業」がないよう労働基準法を始め関係法令の遵守に向け、「わかりやすい労働法」などの冊子を作成、配布したり労働教育講座などあらゆる機会を捉え、企業及び労働者への周知、啓発に努めているところです。

また、県では、賃金、労働時間などに関することや、職場の悩みごと、困りごと、なんでも気軽に相談できる窓口を設けており、専門の相談員や職員が公平・中立の立場で、実情を聞きながら相談に応じています。

そのほか、労働相談専用ダイヤル（０５２－９５４－６３７５、月～金曜日、午前９時から午後５時３０分まで）による電話相談も行っております。【産業労働部労政担当局労働福祉課】

日本の食料自給率は低く、まったく改善されていない。愛知県はものづくりが盛んな土地で、農業にも適しているので、今元気なうちに真剣にこれからの農業について取り組んでほしい。

（清須市、５０代女性）

〔回答〕

食料自給率の低下は、農地や担い手の減少など生産面の問題に加えて、日本人の食生活の変化という消費面の問題が影響しています。

食の洋風化が進む中、自給可能な米の消費がかつての半分に減る一方で、飼料穀物の多くを輸入に依存している畜産物や、大豆や菜種などの原料のほとんどを輸入している油脂類の消費が大きく増加したことが、食料自給率が低下した大きな原因です。

また、こうした日本型食生活の崩壊は、肥満や生活習慣病の増加など、食に関する様々な問題も引き起こしています。

米を中心に、地元でとれた野菜や果実、魚介類や畜産物をバランス良く組み合わせた食事をしていただくだけでも食料自給率の向上や、生活習慣病の予防につながります。

本県では、将来にわたって、安全・安心な食料を県民の皆様へ安定供給するため、平成17年に「食と緑の基本計画」を策定し、県民の皆様と一緒に、生産・消費両面からの取組を進めています。

生産面では、消費者ニーズに即した、安全・安心、合理的な価格の農産物を供給するために、新品種・新技術の開発や、生産コストの低減、環境保全型農業の推進などに取り組んでいます。また、農家の減少、高齢化が進む中、農業の担い手の育成や、新規就農者の確保、耕作放棄地の解消などにも取り組んでいます。

消費面では、本県農産物の消費拡大のため、地産地消の推進や「ふるさと農林水産フェア」などのイベントの開催、学校給食での地元農産物の利用促進などに取り組んでいます。また、農業の理解促進のために、県職員などによる小中学校での出前授業や、農業体験イベントなどを実施しています。

また、平成18年11月に「あいち食育いきいきプラン」を策定し、県民一人ひとりが正しい食生活をしていただくよう、食育を継続的な県民運動として推進しているところです。

地産地消や食育の推進については、県民の皆さまと一緒に進めていくことが重要と考えています。御理解、御協力いただきますようお願いいたします。 【農林水産部農林政策課】

企業には障害者雇用率があるが、守られていない企業が多数あると聞くので、障害者雇用が雇用達成率のためだけになっていないか障害者自身にアンケートを取りランク付けをし公表してほしい。また、障害者雇用率未達成企業をすべて公表してほしい。 (幡豆町、40代男性)

〔回答〕

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主が、年に1回、雇用状況を厚生労働大臣に報告することとなっています。また、同法により、厚生労働大臣は、事業主に対して、障害者雇用の計画を作成するよう命じ、計画どおり実施するよう勧告しても従わない場合にその旨を公表することができることになっています。

しかし、県においては、このような規定がないため、企業毎の情報は無く、企業に雇われている障害者の方の情報もない状況です。

したがって、県では障害者の方へのアンケートの実施や障害者法定雇用率未達成企業の公表は実施することができません。

県としましては、事業主などの障害者雇用に対する理解が必要と考えておりまして、厚生労働省(愛知労働局)と連携して経済団体への雇用要請を行うとともに、障害者雇用促進セミナーの開催や事業主を対象とした障害者雇用啓発資料の作成など障害者雇用の啓発に努めていますので、御理解をお願いします。 【産業労働部労政担当局就業促進課】

森林保全のために、県が森林所有者に呼びかけ間伐等の実施の指導をもっと行うべき。また、今後は、売れる森をつくるために、新しい森林・林業対策を計画的に進めるべきである。

(新城市、60代男性)

〔回答〕

森林の持つ水源かん養や土砂災害、地球温暖化の防止などの公益的機能を十分に発揮させるためには、森林を健全な状態に整備・保全していくことが必要です。

県では、林業活動による森林整備を促進するため、生産コストを削減して森林所有者の収益が確保できるよう、高性能林業機械の効率的な活用や列状伐採（間伐） 森林所有者をまとめた集団施業などを組み合わせた「低コスト木材生産システム」の普及に取り組んでおり、モデル地域を設定して広く県内への普及に努めています。

一方、林業活動による整備が難しい奥地の森林などについては、新たな税制度を導入して全額公費による間伐を進めるなどの新しい施策を検討しており、従来の施策とあわせて、県内の森林整備の一層の推進に努めてまいりたいと考えています。 【農林水産部農林基盤担当局林務課】